

同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書

政府は同性婚について、「憲法24条において想定していない」とし、「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」という見解を表明しています。

わが国には、すでに同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでいます。しかし同性婚がないため、共に築いた財産の相続も、他人と同じ扱いです。共に子どもを育てている同性カップルも存在し、大阪や愛知で同性カップルが養育里親となりました。しかし法的にその子の「両親」にはなれません。結婚した後、伴侶の同意のもとで性別適合手術を受けた人もいます。しかし戸籍上の性別変更が許されず、異なる性別で扱われることに苦しみ続けています。これらは地方自治体に広がる「パートナーシップ制度」では解決できません。また、同性婚がないことは、異性愛のみが正当だという認識につながり、多くの性的少数者に、自分もひとしく社会で認められ尊重される存在だと思ふことをより難しくさせているとの指摘もあります。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定時、同性婚は想定されていません。しかし現在では、性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけ、安倍前首相も「性的少数者への差別や偏見はあってはならず、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、そして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現する」と述べています。社会的理解が進むもとで、裁判所が同性カップルに関しても「不貞行為」を認定したり、政府が国際同性パートナーの海外退去命令を撤回するなど、事実婚と同様に扱う事例もあらわれています。「検討していない」から「議論する」へと進むことが今、求められています。

よって国におかれては、同性婚の法制化に関する議論を促進され、早期に結論を示すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣